

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則（規則第百五十四号）中一部改正

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則（規則第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和二年七月豪雨による」を「災害に際しては、当該災害による」に改め、「、当分の間」を削り、「令和二年七月豪雨に際し」を「当該災害に際し」に、「であるため、規程第二条第三項第一号及び第二号に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難である場合」を「であつて、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）により、同規則第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、本人特定事項の確認方法につき特例措置が講じられている場合」に改める。

附 則

附則第二項の改正規定は、令和三年四月十六日から施行する。